三　ため池
四　揚水施設
五　前各号に掲げる施設に準ずる施設

（清算人による貸借対照表の作成を要しない土地改良区）

第四十九条の二　法第六十九条の農林水産省令で定める土地改良区は、第二十五条の二に規定する土地改良区とする。

（土地改良区の合併）

第五十条　（略）

2　前項の認可の申請をする場合には、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（第二十五条の二に規定する土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録）

九　（略）

3　合併により土地改良区を設立しようとする場合には、第一項の認可の申請書に、前項各号に掲げる書類のほか、同項第三号及び第六号に掲げる書類の作成が法第七十三条第一項の設立委員によつてなされたものであることを証する書面を添付しなければならない。

（事業の実施に関する計画）

第五十一条の二　法第七十七条第二項の事業の実施に関する計画においては、土地改良事業を行う場合にあつては法第七条第一項の土地改良事業計画に記載すべき事項を、土地改良事業以外の事業又は事務を行う場合にあつては次に掲げる事項を、それぞれ定めなければならない。

一　事業又は事務の内容
二　事業又は事務の実施の方法
三　計画期間

（所属土地改良区の増減手続）

第五十二条　法第八十一条の規定による認可の申請には、第五十一条の規定を準用する。

（土地改良区連合の理事の要件の例外）

第五十二条の二　法第八十二条第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該土地改良区連合の所属土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む議員の数が、当該土地改良区連合の理事の定数に三を乗じて得た数を下回る場合

二　当該土地改良区連合の理事の定数の少なくとも五分の三が、当該土地改良区連合の議員であり、かつ、次のいずれかに該当する者である場合

イ　耕作又は養畜の業務を営む者
ロ　耕作又は養畜の業務を営む法人の構成員であつて、当該業務に従事する者
ハ　耕作又は養畜の業務を営む者の行う当該業務に従事する親族

三　当該土地改良区連合が土地改良施設の管理を行わない場合

（新設）

（土地改良区の合併）

第五十条　（略）

2　前項の認可の申請をする場合には、その申請書に左に掲げる書類を添附しなければならない。

一～七　（略）

八　事業報告書、収支決算書及び財産目録

九　（略）

3　合併により土地改良区を設立しようとする場合には、第一項の認可の申請書に、前項各号に掲げる書類のほか、同項第三号及び第六号に掲げる書類の作成が法第七十三条第一項の設立委員によつてなされたものであることを証する書面を添附しなければならない。

（新設）

（所属土地改良区の増減手続）

第五十二条　法第八十一条の規定による認可の申請には、前条の規定を準用する。

（新設）